

令和2年10月23日

京都市錦林児童館を御利用の皆様

社会福祉法人
京都福祉サービス協会
京都市錦林児童館

インフルエンザ等による学級閉鎖等時の取扱いについて

平素は当施設の運営に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、学童クラブ事業においては、インフルエンザ等^{※1}により小学校が学級閉鎖等^{※2}となった場合に、当該学級に在籍するお子さまであっても、本人に発熱等の症状が出ていなければ、他の学級のお子さまと同様に御利用いただいております。

しかし、小学校の学級閉鎖等の目的は感染拡大の防止にあるほか、未発症のお子さまであっても罹患している可能性があることに鑑みて、インフルエンザ等により学級閉鎖等となった場合の学童クラブ事業及び自由来館事業の取扱いについて、下記のとおり見直すことといたしましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 学童クラブ事業

(1) 学級閉鎖等になったとき

- ・ インフルエンザ等により学級閉鎖等となった学級のお子さまについては、罹患が確認されていないお子さまを含めて、御自宅での保育をお願いいたします（学童クラブ事業における受入れは行いません。）。

(2) 学級閉鎖等が解除されたとき

- ・ 学級閉鎖の解除をもって、当該学級のお子さまの受入れを再開いたします。
- ・ インフルエンザに罹患されたお子さまについては、従来どおり、医療機関受診後に登館（所）届の提出により、利用を再開してください。

(3) その他

- ・ 登録されているお子さまのきょうだい児がインフルエンザ等の罹患を理由として保護者の看護の下で自宅療養する際には、登録されているお子さまについても御自宅で保育を行っていただきますようお願いいたします。

※1 インフルエンザ又はその他の感染症（新型コロナウイルス感染症は除く）

※2 授業カット又は学級閉鎖

<利用料金について>

インフルエンザ等による学級閉鎖等により御自宅で保育を行っていただいた期間の利用料金につきましては、日割りでの返還は行いません（当該月に一度でも利用された場合は、月額の利用料金をお支払いいただきます。）。

※ 新型コロナウイルス感染症と比較して、全国的な影響の大きさや、利用を制限させていただく期間の長さが異なることに鑑み、本年4月1日から6月13日までの利用自粛期間とは異なり、原則どおりの利用料金の取扱いとさせていただきます。

※ なお、各施設において、施設関係者が新型コロナウイルス感染症の陽性患者や濃厚接触者となったことに伴う利用自粛要請や休所の場合の利用料金の取扱いについては、事態が発生した際に当施設から改めてお知らせいたします。

2 自由来館事業（実施施設のみ）

- ・ インフルエンザ等により学級閉鎖等となった学級のお子さまについては、学級閉鎖が解除されるまでの間、御利用いただけません。
- ・ 一方、近隣の小学校において学級閉鎖等が行われていることをもって、乳幼児クラブ等の事業についても中止となる場合がございます。事業の実施状況については、当施設にお尋ねください。

（参考）新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症については、原則として、施設を利用されている方が、PCR検査対象者となった場合は利用されている皆様への利用自粛要請、陽性となった場合は一定期間の休所といたします。感染状況や、検査対象・陽性となった方の利用実態等により取扱いが異なることがあるため、事態が発生した際に当施設から取扱いの詳細を改めてお知らせいたします。